

1. 背景

- 防衛施設は、用途が多岐にわたり、広大な土地を必要とするものが多い。一方、多くの防衛施設の周辺地域で都市化が進んだ結果、防衛施設の設置・運用が制約されるという問題が生起しているとともに、航空機による頻繁な離発着や射撃・爆撃、火砲による射撃、戦車の走行などが周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼす場合がある。
- その上で、防衛施設は、わが国の防衛力と日米安全保障体制を支える基盤としてわが国の安全保障に欠くことのできないものであり、その機能を十分に発揮させるためには、防衛施設と周辺地域との調和を図り、地域住民の理解と協力を得て、常に安定して使用できる状態に維持することが必要である。
- これらの障害の緩和に資するため、1974年以来、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）に基づき、地方公共団体等が実施する生活環境施設又は事業運営の安定に寄与する施設の整備等に対して国がその費用の一部を補助している。

2. 概要

防衛施設の設置・運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の障害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備等に対して助成を行うものである。また、放送受信料の半額相当について助成も行っている。これらの助成を行うことで地元の理解と協力を得ることができ、ひいては、防衛施設の安定的な使用に寄与する。

【防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抄）】

（民生安定施設の助成）

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が障害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

【補助事業の整備事例】

（集会の用に供するための施設）



【コミュニティ供用施設】

（公園）



【公園】

（消防施設）



【消防ポンプ自動車】

（ごみ処理施設）



【ごみ処理施設】

（農業用施設）



【乾燥調整貯蔵施設】

（漁業用施設）



【冷凍冷蔵施設（外観）】

（漁業用施設）



【冷凍冷蔵施設（内観）】

3. 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）（抄）

（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）

第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
一	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	十分の八
二	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	十分の八
三	児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設	十分の七・五
四	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所	十分の七・五
五	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	十分の七・五
六	老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム	十分の七・五
七	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設	三分の二
八	公園、緑地その他の公共空地	三分の二
九	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道	十分の六
十	削除	
十一	し尿処理施設又はごみ処理施設	十分の五
十二	老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
一三	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
一四	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地	十分の七・五
一五	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	三分の二
一六	その他防衛大臣が指定する施設	十分の七・五

その他防衛大臣が指定する施設

告示号

① 子育て支援の総合的な推進を図るために必要な施設

平成31年防衛省
告示第92号

- 一 市町村の主たる事務所
- ② 二 市町村の消防の用に供する庁舎
- 三 除雪機械その他除雪の用に供する施設

平成24年防衛省
告示第165号

- 一 防災知識の普及を促進するための催しその他防災に関する活動の用に供する施設
- ③ 二 自衛隊と地域住民との交流を促進するための催しの用に供する施設
- 三 国際文化交流を促進するための体育施設又は教養文化施設
- 四 総合的な保健医療及び福祉に関する施設

平成17年防衛施
設庁告示第12号

④ 航空に関する資料及び防衛施設周辺の生活環境の備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）に基づく施策に関する資料の展示の用に供する施設と集会、展示会その他催しの用に供する広場とが一体的に設置される施設

平成16年防衛施
設庁告示第12号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第五条第二項の規定により国が買い入れた土地又は当該土地及びこれに隣接する土地に設置する次に掲げる施設

- ⑤ 一 スポーツ又はレクリエーションの用に供する広場とスポーツに関する資料の展示及び講習会その他の催しの用に供する施設とが一体的に設置される施設
- 二 地域特産物の展示及び販売の用に供する施設と集会、展示会その他の催しの用に供する広場とが一体的に設置される施設

平成16年防衛施
設庁告示第2号

⑥ ヘリポート（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十九条ただし書の許可に係るものをいい、被災者の救難又は救助を目的として設置するものに限る。）及びこれと一体として設置することが必要な施設

平成15年防衛施
設庁告示第16号